

**令和6年度 就業支援講習会「フォークリフト運転技能講習」
業務委託募集要項（プロポーザル）**

1. 事業目的

フォークリフトの運転技術を身に付け、ひとり親家庭等の就業自立をめざす

2. 講座名及び日程

- (1) 講座名 フォークリフト運転技能講習
- (2) 講座数 土・日・祝日コース 2 講座
- (3) 日 程 ①令和6年7月6日(土)～7月15日(祝・月) 土・日・祝日
 ※予備日7月20日(土)
 ②令和6年10月26日(土)～11月4日(祝・月) 土・日・祝日
 ※予備日11月9日(土)
- (4) 時間数 運転免許あり: 31 時間＋修了試験
 運転免許なし: 35 時間＋修了試験
- (5) 定 員 各 10 名
- (6) 日 数 運転免許あり: 4.5 日間
 運転免許なし: 5 日間
 ※いずれも1時間昼休憩あり
- (7) その他 ・自然災害等で休講の場合は、予備日に振替えること
 ・年末年始(12月29日～1月3日)及び当会が別途指定する日は、講座を行わない
 ・時間・日数は変更する場合がある
 ・休憩時間は受講時間に含まない

3. 講師について

講師については、次の要件を満たしていること

- (1) 当該資格保有者、または同等以上の資格を有する者であること
- (2) 民間企業や自治体等で当該講師として3年以上従事した経験のある者
- (3) 講師として豊富な経験を有する者

4. 業務内容

別紙「仕様書」を参照

5. 委託料について

委託料金は2コースで最大840,000円(税込)を上限とすること

6. テキスト代について

テキスト代は2,200円(税込)を上限とすること

7. 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

8. 履行場所

大阪市立愛光会館及び受託者が確保する施設等

9. 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当会は、契約金額以外の費用を負担しません。

10. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- ア 法人格を有する事業者で、過去 3 年以上、同種の講習を行った実績があること
- イ 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと
- ウ 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等または同条 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- エ ひとり親家庭等の福祉向上に理解と協力、連携を図れること

11. スケジュール

募集開始	令和 6 年 1 月 10 日
質問受付締切	令和 6 年 1 月 17 日
質問に対する回答	令和 6 年 1 月 24 日
参加申請書等の提出期限	令和 6 年 1 月 31 日
選定結果通知	令和 6 年 2 月 14 日
契約締結・事業開始	令和 6 年 4 月 1 日
事業完了	令和 7 年 3 月 31 日

12. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請書等の提出について

ア 受付期間

令和 6 年 1 月 10 日から 1 月 31 日

午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時(ただし、最終日は午後 3 時まで)

※受付は、日曜日及び祝日を除きます

※提出書類は必ずお持ちください。郵送された書類は受け付けできません

イ 提出書類

- 1) 参加申請書兼誓約書(様式 1)
- 2) 法人の概要(様式 2)
- 3) 法人市町村税の納税証明書
- 4) 法務局発行の印鑑証明書

5) 企画提案書(様式 3)

- ① 本業務に対する考え方、実施方針
- ② 具体の事業提案及び予測される効果
- ③ 専門性の有無(講座を担当する講師の選定等について)
- ④ 本業務の実施方法、手法について
- ⑤ 法人の経営方針・同種事業の運営実績
- ⑥ 個人情報保護について
- ⑦ 提案見積と積算根拠(様式 4)

6) 講師プロフィール(様式 5)

ウ 提出部数 正 1 部、副 5 部(副は複写可) 計 6 部

エ 提出場所 大阪市立愛光会館 3 階

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和 6 年 1 月 10 日～1 月 17 日 午後 5 時まで

イ 質問方法 Eメールで行ってください。(メールアドレス haha@v-aid.org)

※メールの件名は「就業支援講習会 質問事項について(社名等)」と記載してください

ウ 回 答 期限までに寄せられた質問を取りまとめて、1 月 24 日に当会ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。
また、電話・来館など口頭による質問、個別への回答、締切以降の質問の受付は行いません。

13. 選定に関する事項

(1) 選定方法

本企画提案の選定基準に沿って審査を行います。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価の最低基準を60点以上としたうえで、「企画提案に関する事項」、「応募法人に関する事項」、「経費積算に関する事項」の順に得点の高い事業者を選定します。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

イ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に書面により通知します。

14.その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします
- イ 提案見積等の内容に不明な点がある場合は、別途、応募者にヒアリングを求めることがあります
- ウ すべての企画提案書は返却しません
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しません
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めません
- カ 提出された種類に虚偽の申請があった場合は、当該申請書等を無効とします

(2) 本事業は、令和6年度 大阪市指定管理事業の一環であり、大阪市の令和6年度予算の成立により執行が可能となります。予算編成の中で本事業が認められない場合は、提案を公募したことに留まり、効力は発生しません。

15.提出先・問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会(担当:小化・飯澤・寺本)

所在地:〒531-0071 大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館 3 階

TEL:06-6371-7146 FAX:06-6371-6722